

研修実施機関のPECS登録申請方法

—登録申請について—

—登録申請に必要な書類—

—登録申請の方法—

公益財団法人日本薬剤師研修センター

(2021 (令和3) 年12月改定版)

※PECSの概要については、本財団ホームページにてご確認ください。：薬剤師研修・認定電子システム (PECS) について (概要その1) (令和3年1月28日)

—登録申請について—

はじめに

ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関・ウェブ利用研修（学術集会）実施機関の登録受付が始まります。

これらの実施機関は、配信に関する記録を電子的に保存し（いわゆるログをとる）、その記録に基づいて自らが受講者の記録を作成して、それをPECSにアップロードすることとなります。QRコードを読み取った記録をPECSにアップロードする方式の集合研修実施機関・学術集会実施機関とは異なる方式ですので、注意してください。

また、登録申請の際は、配信に関する記録を電子的に保存することができることを示す資料を提出する必要があります。

なお、ウェブ利用研修実施機関に対しては、電子的に保存した配信に関する記録とアップロードした受講者の記録との照合調査を適宜行う予定です。

登録申請について（１）

当財団の研修単位の交付を予定している研修会等を開催するためには、研修実施機関としての登録を申請し、資格要件の審査を受けて、登録される必要があります。

登録申請について（２）

研修実施機関の登録は、研修会種別ごとに必要です。

（研修会種別）

- （１）集合研修
- （２）学術集会
- （（３）e-ラーニング研修）
- （４）ウェブ利用研修（集合研修即時配信）
- （５）ウェブ利用研修（学術集会）

1回の申請で、1つの研修会種別のみ受け付けることと
しています。

登録申請について（3）

現在、研修会種別のうち、（3）e-ラーニング研修以外の次の4つについて申請をすることができます。ただし、1回の申請につき1つの研修会種別となります。

- （1）集合研修
- （2）学術集会
- （4）ウェブ利用研修（集合研修即時配信）
- （5）ウェブ利用研修（学術集会）

登録申請について（４）

（３）e-ラーニング研修
の登録申請の受付時期は、別途お知らせします。
なお、e-ラーニング研修実施機関となるためには
かなりの規模の設備等が必要になり、その管理・
運営に要する人員もある程度必要になります。

登録申請について（５）

「集合研修」、「学術集会」の定義

研修会種別	研修会の定義
（１）集合研修	研修を受けようとする者が定められた場所（会場）に集合して行うもので、講師がおり、かつ次の①から③までのいずれかであること。ただし、見学は含まない。なお、テキストがあることが望ましい。
	①講師による講義形式のもの（座学）
	②適切な施設において講師の指導のもとで実技を行うもの（実習）
	③①及び②の適切な組み合わせのもの
（２）学術集会	定められた場所（会場）で開催され、会員又はそれに準ずる者が参加するものであり、学術的な主題を掲げ、それに関する専門家の講演、研究成果の発表、主題に関わる事項の討論などから構成されること。なお、要旨集があることが望ましい。また、１つの学術集会であって複数日から構成されるものは、連続した日程であること。

登録申請について（６）

「ウェブ利用研修（集合研修即時配信）」の定義

研修会種別	研修会の定義
（４）ウェブ利用研修（集合研修即時配信）	配信場所が定められており、その場所から、次のいずれかに該当するものの画像及び音声（録画したものを除く。）をインターネットにより伝送して、研修を受けようとする者が受講するもの。ただし、見学的なものは含まない。実習を内容とする場合は、その実施方法等を十分検討し、実演の見学に過ぎないものとならないようにすること。なお、テキストがあることが望ましい。 ①講師による講義形式のもの（座学） ②適切な施設において、講師の指導のもとで実技を行うもの（実習） ③①及び②の適切な組み合わせのもの。 また、電子的かつ自動的に、受講確認が行え、受講の開始及び終了の時刻が記録され、保存されること。

登録申請について（７）

「ウェブ利用研修（学術集会）」の定義

研修会種別	研修会の定義
（５）ウェブ利用研修（学術集会）	配信場所が定められており、その場所から、「学術集会」*に該当するものの画像又は音声をインターネットにより伝送して、参加者が受講するもの。伝送する画像又は音声は録画したものも一部認める（全部は認められない。）が、その範囲等は開催申請時に記載することとし、許可された範囲内で実施するものとする。なお、画像又は音声を録画したものを一定の期間に亘って受講できるように配信することは対象外である。 また、電子的かつ自動的に、受講確認が行え、受講の開始及び終了の時刻が記録され、保存されること。
*「学術集会」	定められた場所（会場）で開催され、会員又はそれに準ずる者が参加するものであり、学術的な主題を掲げ、それに関する専門家の講演、研究成果の発表、主題に関わる事項の討論などから構成されること。なお、要旨集があることが望ましい。また、１つの学術集会であって複数日から構成されるものは、連続した日程であること。

登録申請について（８）

研修実施機関になることのできる団体の資格要件は次頁の表のとおりです。

前提として、非営利団体であることが必要です。

研修実施機関になることのできる団体

実施機関（施設）区分	PECS画面の表示文字
①国	国
②地方自治体	地方自治体
③独立行政法人又は地方独立行政法人	独立行政法人・地方独立行政法人
④個別の法律によって設立された法人	個別法律設立法人
⑤大学薬学部又は薬科大学	大学薬学部・薬科大学
⑥法人（国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所	法人附属等医療機関・研究所
⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）	学会（学会名鑑掲載）
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	社団・財団・特定非営利活動法人
⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	協同組合
⑩任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	任意団体

研修実施機関になることのできる 団体の補足説明

1. 学会名鑑に掲載されている学会で、社団法人等の法人であるものは、⑦又は⑧の任意の方で申請することができます。
2. 学会名鑑に掲載されていない学会で、社団法人等の法人であるものは⑧になり、法人でないものは⑩になります。
3. 学会名鑑に学会（本部）が掲載されていても、その支部や部会は本部とは別団体となるため、掲載されていることにはなりません。上の2の記載にしたがって申請してください。
4. 社団法人等の法人となっていない薬剤師会・病院薬剤師会は⑩になります。

研修会の開催申請について

1. 研修会（令和4年4月1日以降に開催されるもの）の開催申請は、令和4年2月に開始する予定です。

この場合、集合研修の開催申請をするには、集合研修実施機関の登録が必要です。他の3つも同様です。

2. 学術集会において、**会場での開催とウェブでの配信**を併用する場合、次のように研修実施機関登録と研修会開催申請が必要です。

①研修実施機関登録

学術集会実施機関及びウェブ利用研修（学術集会）実施機関

②研修会開催申請

学術集会及びウェブ利用研修（学術集会）

（研修受講単位の付与方法が異なるため、まとめて開催申請することはできません）。

3. 集合研修も、会場での開催とウェブでの即時配信を併用する場合は、同様に実施機関登録と研修会開催申請が2つずつ必要となります。¹⁴

—登録申請に必要な書類—

登録申請に必要な書類（１）

研修実施機関の登録申請には資料の添付が必要です。必要な書類は次の２種類からなります。

1. 研修会種別に関するもの
研修会の種別ごとに規定
2. 実施機関（施設）に関するもの
申請者の法人等の形態によって規定

登録申請に必要な書類（２－１）

１．研修会種別に関するもの

（１）集合研修実施機関

（２）学術集会実施機関

必要なパーソナルコンピューター（台数の記載を含む。）及び通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあることを記載した書類

登録申請に必要な書類（２－１） 続き

様式はPDFファイルで提供
（PECSの「実施機関用入口」
（後に説明）の下部に掲載）
添付するときもPDFで

PECS様式20

2021.12.1改定

研修実施機関の登録申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日： 年 月 日

申請する研修会種別	申請するものに○印（○印はどちらか1つ）
(1)集合研修実施機関	
(2)学術集会実施機関	

1. パーソナルコンピューター（以下「PC」と記載する。）の状況

①集合研修又は学術集会の開催時に常時使用できるPCの台数	台
②上記のPCのOSがWindows環境*であるか否か	該当する方に○印
Windows環境*である	
Windows環境*でない	

*：最新バージョンのもの

2. 通信回線の状況

PCに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるか否か	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	

（希望台数）

貸与を希望するQRコード読取装置の台数	台
---------------------	---

（常時使用できるPCの台数を超えた台数を希望するときはその理由）

--

登録申請に必要な書類（２－２）

1. 研修会種別に関するもの

（４）ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関

（５）ウェブ利用研修（学術集会）実施機関

ア インターネットにより画像及び音声を伝達できる設備を有しているか又は常時使用できる権利を有していること。

イ 受講者の受講開始及び終了を電子的に確認する手段及びその記録を保存できる手段を有していること。

ウ 不正受講防止の手段を有していること。

エ 受講者が不正を行った場合の対処方法を有していること。

オ 受講者の氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集すること。また、氏名又は薬剤師名簿登録番号の提出を拒む者は受講者から除外すること。

カ 受講者データの本財団への提出に必要な設備を有していること。

キ 受講者データを本財団に提出したことを受講者に適切に通知できること。

ク 受講者にかかる記録を本財団が定める期間保存できること。

登録申請に必要な書類（2－2）続き

様式はPDFファイルで提供（PECSの「実施機関用入口」（後に説明）の下部に掲載）添付するときもPDFで

PECS様式21

2021.12.1制定

研修実施機関の登録申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）
（ウェブ利用研修実施機関用）

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日： 年 月 日

申請する研修会種別	申請するものに○印（○印はどちらか1つ）
(3)ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関	
(4)ウェブ利用研修（学術集会）実施機関	

1. インターネットにより画像及び音声を伝達できる設備があるか否か	該当する方に○印
ある	
ない	

2. 受講者の不正を発見した際の対処方法を定めている否か（規定の提出は不要）	該当する方に○印
定めている	
定めていない	

3. 受講者の募集に際し、氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集するか否か	該当する方に○印
収集する	
収集しない	

4. 常時使用できるパーソナルコンピューターが1台以上あるか否か	該当する方に○印
ある	
ない	

5. 上記のパーソナルコンピューターのOSがWindows環境（最新バージョンのもの）であるか否か	該当する方に○印
Windows環境である	
Windows環境でない	

6. パーソナルコンピューターに繋いで規定の情報をアップロードできる通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあるか否か	該当する方に○印
その状態にある	
その状態にない	

次ページに続く

登録申請に必要な書類（２－２）続き

様式はPDFファイルで提供（PECSの「実施機関用入口」（後に説明）の下部に掲載）
添付するときもPDFで

7. 受講者データを提出したことを受講者に通知する方法	該当するものに○印
受講者個々に電子メール等で通知	
ホームページ等に、受講者データを提出した研修会名等を掲載	
その他（ ）	
8. 受講者にかかる記録を定められた期間保存できるか否か	該当する方に○印
保存する	
保存しない	
9. ログについて	
①ログを取得保存できるか否か	該当する方に○印
できる	
できない	
②試験通信によるログ記録の概要	日時等を記載する
試験通信の日	年 月 日
試験通信の時刻	開始時刻 時 分
	終了時刻 時 分
試験通信対象者数	名
③試験通信によるログ記録	次ページのとおり

注：この次のページに、試験配信した際のログを添付すること。

この次のページに、試験配信した際のログを添付してください。

登録申請に必要な書類（2 - 2） 続き

- (4) ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関
- (5) ウェブ利用研修（学術集会）実施機関

試験配信した際のログの例

ログの例（ZOOMの場合）

Topic	Meeting ID	User Name	User Email	Creation Time	Start Time	End Time	Duration (Minutes)	Participants	Name (Original Name)	User Email	Join Time	Leave Time	Duration (Minutes)	Guest
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	A	A@jpec.or.jp	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	No
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	B		11/08/2021 13:30:55	11/08/2021 13:31:41	1	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	B		11/08/2021 13:31:42	11/08/2021 15:08:07	97	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	C	C@jpec.or.jp	11/08/2021 13:31:17	11/08/2021 13:31:47	1	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	C	C@jpec.or.jp	11/08/2021 13:31:48	11/08/2021 15:07:43	96	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	D		11/08/2021 13:35:08	11/08/2021 13:35:16	1	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	D		11/08/2021 13:35:16	11/08/2021 15:07:46	93	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	E	E@jpec.or.jp	11/08/2021 13:44:55	11/08/2021 13:45:05	1	Yes
Zoom meeting invitation - AのZoomミーティング	123 4567 8900	A	A@jpec.or.jp	11/06/2021 16:21:38	11/08/2021 13:29:23	11/08/2021 15:08:07	99	9	E	E@jpec.or.jp	11/08/2021 13:45:06	11/08/2021 15:07:59	83	Yes

少なくとも受講者氏名、受講日、受講開始・終了時刻の記録が必要です。

受講者のアドレスは、1箇所でも記録が保存されているときは提出してください。

登録申請に必要な書類（２－２） 続き

（４）ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関

（５）ウェブ利用研修（学術集会）実施機関

ログについて

使用する配信ツールによって記録方法が異なりますので、試験配信の際のログの記録方法については、各団体において掌握してください。

適宜、アップロードした受講記録との照合調査を行うこととなるため、少なくとも受講者の氏名、受講日並びに受講開始及び終了の時刻が記録されていることが必要です。

登録申請に必要な書類（３）

２．実施機関（施設）区分に関するもの
次頁の表のとおりです。

登録申請に必要な書類（３） 続き

実施機関（施設）区分	必要書類（PDFとして添付すること）
①国	①不要
②地方自治体	①不要
③独立行政法人又は地方独立行政法人	①不要
④個別の法律によって設立された法人	①不要
⑤大学薬学部又は薬科大学	①不要
⑥法人（注：限定あり）の附属又は設立する医療機関又は研究所	①設立母体の名称を記載した書類
⑦学会（注：限定あり）	①学会名鑑の当該学会掲載部分の写し
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人	①登記簿謄本*
	②定款の写し
⑨協同組合	①登記簿謄本*
	②定款の写し
⑩任意団体	①会則
	②代表者届（代表者の実印を捺印したもの）
	③代表者届に記載した代表者の印鑑証明書*
	④申請日から過去１年間に実施した研修会等の開催実績（開催日及び研修会等の名称）の一覧

*：登記簿謄本及び印鑑証明書は、申請日から起算して３か月前以内に発行されたものに限る。

登録申請に必要な書類（3）

続き

設立母体の名称

⑥法人（注：限定あり）の附属又は設立する医療機関又は研究所が使用するものです。

様式はPDFファイルで提供（PECSの「実施機関用入口」（後に説明）の下部に掲載）
添付するときもPDFで

PECS様式31
研修実施機関の登録申請にかかる書類（実施機関（施設）に関するもの）

設立母体の名称

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請団体名：

申請年月日：

申請する団体（医療機関又は研究所に限る。）

(1)名称	
(2)住所	

設立母体（注）

(1)名称	
(2)住所	

注：この書類を提出できるのは、設立母体が次のものに限る。

- ①国
- ②地方自治体
- ③独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④個別の法律によって設立された法人
- ⑤学校法人

登録申請に必要な書類（３） 続き

任意団体の代表者届

⑩任意団体が使用するものです。

様式はPDFファイルで提供
（PECSの「実施機関用入口」
（後に説明）の下部に掲載）
添付するときもPDFで

PECS様式30

研修実施機関の登録申請にかかる書類（実施機関（施設）に関するもの）

任意団体の代表者届

以下の記載について相違ないことを確認し、提出します。

申請任意団体名：

申請年月日：

申請する任意団体

(1)名称	
(2)住所	

代表者

(1)氏名	
(2)住所 (印鑑証明書記載のもの と同一であること)	

実印捺印欄

--

登録申請に必要な書類（まとめ）

実施機関（施設）区分別の必要書類（PDFとして添付すること）

実施機関（施設）区分	提出が必要な書類の数		
	研修会種別に関するもの	実施機関（施設）区分に関するもの	合計
①国	1	0	1
②地方自治体	1	0	1
③独立行政法人又は地方独立行政法人	1	0	1
④個別の法律によって設立された法人	1	0	1
⑤大学薬学部又は薬科大学	1	0	1
⑥法人（国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所	1	1	2
⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）	1	1	2
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑩任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	4	5

必要な書類数（合計欄に記載した数）の添付がなければ、申請の際「次へ」ボタンが押せません。

登録申請に関する注意事項（１）

登録審査料（１申請当たり）は申請の際に納付

5,500円（税込み）

納付方法は、クレジットカード払い、コンビニ決済及び銀行振込（銀行振込み手数料は申請者負担）のいずれか、となります。

審査の結果、実施機関としての資格要件を満たしていることが確認できれば「登録」となります。

→審査結果はメールでお知らせいたします（これまでのような「登録証」は発行しません）。なお、お知らせまでには申請から１～２か月程度を要します。

この審査結果のメールは複数枚印刷し、複数の方が保管することをお勧めします。

登録申請に関する注意事項（２）

PECSにアクセスするためのユーザIDを発行

（パスワードは研修実施機関登録申請時に研修実施機関（申請者）が設定/入力）→紛失しないように管理が必要となります。

パスワードや登録した研修実施機関に関する情報の変更は、PECSに登録された研修実施機関の担当者がアクセスして行うこととなります。

研修実施機関登録の有効期間は登録日より５年間です。

登録申請に関する注意事項（３）

- ・初めて登録申請する団体と、すでに１つ以上の研修実施機関の登録のある団体とでは、申請の入口が異なります。

- ・登録審査料は、研修会種別ごとに必要です。

（一旦納入された登録審査料は返還/流用しません。）

登録申請に関する注意事項（４）

- ・ **初めて登録申請する団体**は、最初の１つの実施機関登録が認められなければ、次の研修会種別の申請ができません。
- ・ **すでに実施機関として登録のある団体**は、次に申請したものが登録される前でも、順次研修会種別の追加申請ができます。

留意事項（１）

- ・ 現在、研修実施機関として登録されている機関であっても、PECSへの新規登録が必要です。
- ・ PECSの本稼働までの間は、薬剤師研修支援システム（PESS）を使用するので、PECSとPESSのユーザID及びパスワードを、混同しないよう管理してください。

留意事項（２）

- ・ 研修実施機関のユーザIDは審査の後、登録された際に送信します。このユーザIDは再度送付することはありませんので、紛失しないように管理してください。薬剤師のPECS登録と異なり*、紛失した場合の回復方法はありません。

* 薬剤師登録の場合はユーザID又はパスワードを忘れた場合の回復措置はありますが、**研修実施機関の場合はパスワードを忘れた場合の回復措置のみとなります。**ユーザIDを忘れた場合は、研修会の開催申請はできなくなります。

留意事項（3）

- ・登録申請においては、次のようなメールがPECSから自動送信されます。これらのメールは、**再送することができません**ので、紛失しないようにしてください。

申請手続きのためのURLを送信するメール

登録審査料の支払いのためのメール（コンビニ決済と銀行振込の場合）

申請受付完了を知らせるメール

審査結果を知らせるメール（登録した場合はユーザIDが記載されます）

留意事項（４）

QRコード読取装置の無償貸与-1

- ・ 集合研修実施機関及び学術集会実施機関の登録申請時に希望台数を必ず記載してください。その際、読取装置 1 台に付きパソコン(Windows環境のもの) 1 台が必要であることを考慮する必要があります。
- ・ このパソコンは、研修実施機関が準備する必要があります。
- ・ 貸与台数は、希望台数とこれまでの研修会等開催実績を勘案して当財団が定めます。

留意事項（４） 続き

QRコード読取装置の無償貸与-2

- ・ 集合研修実施機関又は学術集会実施機関として登録した団体には、QRコード読取装置を送付します。
- ・ QRコード読取装置を送付する研修実施機関には、電子メールによって貸与条件等を連絡しますので、良く読んで必要な対応を行った後、必要事項を記載した承諾書を提出（郵送）してください。

留意事項（４） 続き

QRコード読取装置の 無償貸与-3

承諾書

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）にかかるQRコード読取装置の無償貸与条件（令和３年６月25日策定）に関するもの

承諾書

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）にかかる下記QRコード読取装置の無償貸与に当たり、令和３年６月２５日策定の「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）にかかるQRコード読取装置の無償貸与条件」を承諾します。

記

貸与を受けたQRコード読取装置台数： 台

QRコード読取装置シリアル番号

（シリアル番号は、読取装置底面のバーコードの下、「SN:」の次に記載されています。）

1.

2.

（以下必要に応じて番号を追加して記載する。）

令和 年 月 日

（研修実施機関及び代表者名）

印

公益財団法人日本薬剤師研修センター御中

留意事項（５）

- ・ ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関及びウェブ利用研修（学術集会）実施機関についても、受講者記録のアップロードのために、パソコン(Windows環境のもの) 1台が必要です。
- ・ このパソコンは、研修実施機関が準備する必要があります。

—登録申請の方法—

初めて登録申請・すでに登録あり **共通事項**

登録申請手続きの前に、まず、必要な書類を用意してください。

共通事項

実施機関（施設）区分別の必要書類（PDFとして添付すること）

実施機関（施設）区分	提出が必要な書類の数		
	研修会種別に関するもの	実施機関（施設）区分に関するもの	合計
①国	1	0	1
②地方自治体	1	0	1
③独立行政法人又は地方独立行政法人	1	0	1
④個別の法律によって設立された法人	1	0	1
⑤大学薬学部又は薬科大学	1	0	1
⑥法人（国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所	1	1	2
⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）	1	1	2
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑩任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	4	5

登録申請の方法（1）

共通事項

1. 日本薬剤師研修センターのホームページを開きます。

The screenshot shows the homepage of the Japanese Pharmacist Training Center (JPEC). The browser address bar displays 'www.jpcc.or.jp/'. The header includes the JPEC logo, the name '公益財団法人 日本薬剤師研修センター' (Public Interest Incorporated Foundation Japan Pharmacist Training Center), and the tagline '—薬剤師の自己研鑽をかたちにする—' (Shaping the self-improvement of pharmacists). A search bar and navigation links (Home, Contact, Site Map, English) are also present.

The main content area is divided into several sections:

- 各種認定制度等** (Various certification systems): Includes links for training and examination, and a section for various certification systems.
- 研修・試験案内** (Training and examination information): Contains a list of training and examination opportunities, including 'センター主催の研修' (Training organized by the center), '研修認定薬剤師制度の単位対象研修' (Training for credit recognition under the training certification pharmacist system), and '漢方薬・生薬認定薬剤師制度の研修' (Training for traditional Chinese medicine and natural medicine certification pharmacist system).
- 刊行物** (Publications): A section for publications.
- 記録・資料等** (Records and materials): A section for records and materials.
- センター紹介** (Center introduction): A section for center introduction.
- よくある質問** (Frequently asked questions): A section for frequently asked questions.

The '研修・試験案内' section is further divided into three columns:

- 研修・試験等を受講・受験する** (Attend training/examination): Lists training and examination opportunities.
- 各種認定制度等について知る** (Learn about various certification systems): Provides information about certification systems.
- 研修を開催する** (Conduct training): Lists training opportunities for others.

At the bottom, there is a 'What's New' section with recent news items and a '研修センターニュース' (Training Center News) section with a newsletter subscription link.

登録申請の方法（2）

共通事項

2. 右上の「▷薬剤師研修支援システム」をクリックします。



登録申請の方法（3）

共通事項

3. 「研修実施機関のPECS登録申請・ログインはこちらからです」の「実施機関用入口」をクリックします。

The screenshot shows the JPEC (公益財団法人 日本薬剤師研修センター) website. The main navigation bar includes links for '各種認定制度等', '研修・試験案内', '刊行物', '記録・資料等', 'センター紹介', and 'よくある質問'. The left sidebar contains links for '薬剤師研修支援システム', 'ログイン/はじめに', '薬剤師研修支援システムとは？', '新規(個人情報)登録の方法', 'よくある質問', 'お問い合わせ', 'インフォメーション', '特定商取引法に基づく表記', and 'プライバシーポリシー'. The main content area is titled 'PECS(薬剤師研修・認定電子システム)' and contains the following sections:

- 薬剤師のPECS登録・ログインはこちらからです**
 - 薬剤師用入口**

2021(令和3)年9月稼働予定のPECS(薬剤師研修・認定システム)を薬剤師が利用するために必要な登録の入口です。登録が完了すると、ユーザIDがメールで送信されますので、稼働まで紛失しないように、印刷して保存してください。

 - 薬剤師のPECS登録の方法 [登録方法\(PDF\)](#)
 - [PECS登録等に関するお問い合わせについて\(令和3年4月7日\)\(PDF\)](#)
- 研修実施機関のPECS登録申請・ログインはこちらからです**
 - 実施機関用入口**

2021(令和3)年9月稼働予定のPECS(薬剤師研修・認定システム)を.....が.....ください。

 - 実施機関のPECS登録申請の方法 [登録申請方法\(PDF\)](#)

[様式20 \(PDF\)](#) [様式30 \(PDF\)](#) [様式31 \(PDF\)](#)

At the bottom, there is a section for '薬剤師研修支援システム' with a '通常メンテナンス' notice.

様式20、21、30及び31はここに掲載しています。

画面は変更になることがあります

—登録申請の方法—

ここからは
初めて登録申請する団体

初めて登録申請の団体
の説明は（４）～
（１７）です。

登録申請の方法（４）

初めて登録申請

4. 初めて申請する団体：「[新規登録の方はこちら](#)」をクリックします。



Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

ユーザID・パスワード入力

- ユーザIDとパスワードを入力してください。
- ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録の方はこちら」をクリックしてください。
- パスワードをお忘れになった方は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

ユーザ認証

ユーザID (半角英数字)

パスワード (半角英数字)

ログイン

[新規登録の方はこちら](#)

[パスワードを忘れた方はこちら](#)



登録申請の方法（５）

初めて登録申請

５．まず、注意書きをお読みください。そして、研修会種別と実施機関（施設）区分を選びます。この研修会種別と実施機関（施設）区分の説明は＊印部（ホームページ）でも確認できます。



Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

実施機関登録申請画面

開催する研修会等において本財団の研修単位を交付しようとする団体が、まず行う必要のある手続きです。次の１から４までに記載する手順で行ってください。また、５から８までの記載に留意してください。

- １．開催する研修会等の種別を選んでください（研修会種別＊）。このとき、複数の種別を同時に申し込むことはできません。
最初に申し込んだものの登録の通知を受領した後に、次のものを申し込んでください。
- ２．申込み団体の区分を選択してください（実施機関（施設）区分＊）。
- ３．連絡を受けようとするEメールアドレスを入力してください。
- ４．「送信」をクリックしてください。
- ５．本財団が登録申込みを受理すると、記載されたEメールアドレス宛にメールが送られます。
- ６．メール中のURLを開いて、記載にしたがって登録申請をしてください。
- ７．登録申請に際しては、利用規約への同意及び研修会等の種別ごとに登録審査料の納入が必要です。
- ８．審査の結果、登録されない場合がありますので、あらかじめご了解ください。

＊：研修会種別及び実施機関（施設）区分の説明は、[ホームページ](#)に掲載しています。あらかじめ確認してください。

登録申請の方法（6）

初めて登録申請

6. 研修会種別と実施機関（施設）区分を選びます。登録のためのURLを受け取るメールアドレスを入力し、送信をクリックします。

申請	研修会種別
☐	集合研修
☐	学術集会
☐	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）
☐	ウェブ利用研修（学術集会）

施設情報

実施機関（施設）区分 ① 必須	▼選択してください ▼
--------------------------------	-------------

実施機関登録申請

Eメールアドレス ① 必須		（半角英数字）
------------------------------	----------------------	------------------------

送信

注意事項

- ※登録された情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することは一切ありません。
- ※メール受信制限されている方は、ドメイン「@jpec.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
- ※既に登録済みのメールアドレス、登録申込中のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。
- ※メールアドレスは、常時連絡の取れるものを入力してください。

登録申請の方法（7）

初めて登録申請

7. 手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されます。24時間以内に手続きを行ってください。

Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

実施機関登録申請完了画面

入力したメールアドレス宛に、登録用メールを送信しました。
メールに記載されたURLにアクセスし、引き続き実施機関登録の手続きを進めてください。
※登録用メールのURLは24時間で無効となります。

[サイトトップへ戻る](#)

登録申請の方法（８）

初めて登録申請

８．手続きのためのURLが、前画面で入力したメールアドレス宛に送信されます。

URLをクリックします。



2021/04/15 (木) 16:20

ots@jpec.or.jp

申請用URL通知メール（実施機関宛）

宛先 abcdefg@jpec.or.jp

以下の URL をクリックし、情報登録と、必要書類を添付（PDF）してください。

なお、この登録申請に際しては、利用規約への同意及び審査料の納入が必要です。

この URL の有効期間は、このメールの送信日時から 2 4 時間です。

これを過ぎた場合は、再度、「新規登録の方はこちら」より登録申請を行ってください。

研修会種別名称： 集合研修

実施機関（施設）区分： 国

URL : <https://pecs.jpec.or.jp/jpjp/inndkru/iruruo/key-82i4jrps9yr>



※審査料の支払方法は、下記 URL 記載ページメントでの支払方法のいずれかとなります。

<http://www.jpec.or.jp/information/la>

※このメールは送信専用メールアドレスから送信しています。

本メールに返信された場合、対応は致しかねます。

お問い合わせは、次のメールアドレス宛にお願いします。

pecs-info@jpec.or.jp

画面は変更になることがあります

登録申請の方法（９）

初めて登録申請

９．URLをクリックすると、まず、利用規約が表示されます。良く読んでください。

ご利用にあたって

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「本財団」という。）の薬剤師研修・認定電子システムのサービスを利用するには、以下の利用規約を遵守してください。利用しようとする個人又は法人その他の団体（以下これらをまとめて「利用者」という。）は、利用規約を熟読し、同意したうえで、登録申請等を行ってください。利用規約を遵守しないあるいは逸脱行為をする場合は、利用をお断りすることとなります。

利用規約

- １．本財団が、本ウェブサイトにおいて提供するサービスは、一部を除いて有料です。サービスの利用に必要な機器類や通信費用等は、利用者の負担となります。
- ２．本財団は、利用者に供する又は販売する目的で本ウェブサイトに掲載しているすべての商品又はサービスについて、価格、仕様、提供又は販売時期、販売場所等を予告なく変更することがあります。また、予告なしに本ウェブサイトに掲載している情報、ファイル名等を変更し、あるいは本ウェブサイトの運営を中断又は中止することがあります。
- ３．利用者が本ウェブサイトを利用することによって、本財団が取得した利用者に関連する個人情報は、本財団のホームページに掲載しているプライバシーポリシーに従って取扱います。
- ４．本財団が利用者に対して発行するユーザID及びパスワードは、譲渡又は貸与により第三者に利用させることはできません。また、それらの管理は、利用者の責任において厳重に行い、利用者以外の第三者に知られないよう十分な注意を払って管理してください。利用者のユーザID又はパスワードを利用して、利用者以外の第三者によって行われた行為は、利用者の行為と見做し、利用者の責任となります。万一、ユーザID又はパスワードが第三者に盗取され又はその他の方法で漏洩したことが発覚した場合、直ちに本財団へ連絡してください。本財団は、本財団への連絡の有無を問わず、ユーザID又はパスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について補償しません。なお、本財団は、漏洩又は不正使用の対象となったユーザID又はパスワードの登録を抹消する権利を保有しています。
- ５．本ウェブサイトは、後記の対象OS・対象ブラウザ環境での利用を前提に作成しています。これ以外のOSあるいはブラウザやバージョンでは、

（中略）

登録申請の方法（10）

初めて登録申請

10. 利用規約の中に、対象OS・対象ブラウザの項目もあります。必ず読んでください。

査料として入金した金員は、当該審査に関してのみ効力を有するものとし、かつ、その審査の結果にかかわらず返還することはありません。

対象OS・対象ブラウザ

1. 本ウェブサイトは、Microsoft Edge、Google Chrome又はSafariでの利用を前提として作成しています。これ以外のブラウザやバージョンでは、動作に不具合を生じ、あるいはサービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は補償しません。
2. ブラウザのインストール、バージョンアップ又は設定の変更などにより生じた障害、損失又は損害に対して、本財団は責任を負いません。利用者の責任によって行ってください。
3. 本財団所定のQRコードを読取るためには、Windows環境（最新バージョンのもの）が必要です。これ以外のOSでは、サービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は補償しません。

以上の本サイト規約に同意の上、登録されますか？

同意する

同意しない

注意事項

※登録された情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することは一切ありません。

※メール受信制限をしている方は、ドメイン「@jpec.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

ここの記載もご注意ください。

登録申請の方法（11）

初めて登録申請

11. 熟読後、同意する場合は「同意する」をクリックしてください。同意しなければ、登録申請はできません。

査料として入金した金員は、当該審査に関してのみ効力を有するものとし、かつ、その審査の結果にかかわらず返還することはありません。

対象OS・対象ブラウザ

1. 本ウェブサイトは、Microsoft Edge、Google Chrome又はSafariでの利用を前提として作成しています。これ以外のブラウザやバージョンでは、動作に不具合を生じ、あるいはサービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は補償しません。
2. ブラウザのインストール、バージョンアップ又は設定の変更などにより生じた障害、損失又は損害に対して、本財団は責任を負いません。利用者の責任によって行ってください。
3. 本財団所定のQRコードを読み取るためには、Windows環境（最新バージョンのもの）が必要です。これ以外のOSでは、サービスを利用できない場合があります。それによる損害は、本財団は補償しません。

以上の本サイト規約に同意の上、登録されますか？



同意する

同意しない

注意事項

※登録された情報の管理には万全を期し、研修情報をご案内する目的以外に使用することは一切ありません。

※メール受信制限をしている方は、ドメイン「@jpec.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

登録申請の方法（12）

初めて登録申請

12. 実施機関の登録申請画面が出ますので、枠内に必要な事項を入力してください。その際、橙色文字の注意書きにしたがってください。

実施機関登録申請

実施機関登録申請

以下の項目を入力し、次へボタンをクリックする。

基本情報

ユーザID・パスワード

ユーザID	ユーザIDは審査後に付与されます。 ※従来の実施機関コードは廃止になりました。ユーザIDを新たに付与しています。	
パスワード	① 必須	(半角英数字)
パスワード確認	① 必須	(半角英数字)
Eメールアドレス	abcdefg@jpec.or.jp	

まず、パスワードです。

ユーザIDは審査後、登録時に交付します。

このユーザIDは、薬剤師研修支援システム（PESS）のものとは異なります。



施設情報 文字と文字の間にスペースを入れずに入力してください。

初めて登録申請

実施機関（施設）区分	国
施設名称 ① 必須	
施設名称（フリガナ） ① 必須	(カタカナ)
郵便番号 ① 必須	- (半角数字)
都道府県 ① 必須	▼選択してください ▼
住所 ① 必須	
ビル・マンション名	

次いで、実施機関の情報を
入力します。

代表者情報

代表者名 ① 必須	姓 名
役職 ① 必須	

代表者欄に記載する氏名は、申請
組織の長です。研修部門の長では
ありません。社団法人等の場合、
登記簿謄本の記載と合致していな
ければ申請要件を満たしません。

連絡先情報

連絡先情報



初めて登録申請

連絡者名	① 必須	姓 名 セイ メイ (カタカナ)
所属	① 必須	
役職	① 必須	
郵便番号	① 必須	- (半角数字)
都道府県	① 必須	▼選択してください ▼
住所	① 必須	
ビル・マンション名		
電話番号	① 必須	- - (半角数字)
内線番号		(半角数字)
FAX番号		- - (半角数字)
URL		 (<code>"http://"</code> または <code>"https://"</code> から半角で入力してください)

担当者の連絡先情報を入力します。
なお、連絡は最初に登録したアドレス宛に送信して行います。

登録審査料

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法 銀行振込の場合、振込手数料は申請者の負担になります。

支払方法 ① 必須	☐ クレジットカード
	☐ コンビニ決済
	☐ セイコーマート
	☐ ローソン
	☐ ミニストップ
	☐ デイリーヤマザキ
	☐ 銀行振込

登録審査料の支払い方法を選びます。

クレジットカード払い、コンビニ決済、銀行振込が利用できます。

コンビニ決済と銀行振込は、登録申請後に送信されるメールの記載事項にしたがって、支払ってください。

なお、銀行振込の振込手数料は申請者負担です。

また、銀行振込の場合、金額を誤って入金したとき、金額が多くても少なくても、システム上支払ったことになりません。誤って入金した登録審査料の返金（手数料を差し引いた額）には、半年程度かかることがあります。

銀行振込の口座名は不要ですが、なければ振込めない場合は「ペイジエントシユウノウグチ」としてください。

(参考) 実施機関（施設）区分別の必要書類数

実施機関（施設）区分	提出が必要な書類の数		
	研修会種別に関するもの	実施機関（施設）区分に関するもの	合計
①国	1	0	1
②地方自治体	1	0	1
③独立行政法人又は地方独立行政法人	1	0	1
④個別の法律によって設立された法人	1	0	1
⑤大学薬学部又は薬科大学	1	0	1
⑥法人（国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所	1	1	2
⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）	1	1	2
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	2	3
⑩任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	1	4	5

初めて登録申請

最後に、提出が必要な書類をPDFファイルとして添付します。

この例は、添付資料は3つですが、申請者の法人格等の状況により必要な数の添付枠が表示されます。

「実施機関（施設）区分別の必要書類数」で示した数の書類の添付が必要です。添付数が不足しているときは、「次へ」ボタンが押せません。

☐ 銀行振込

必要書類（ファイルはPDF形式のみです。添付ファイルは合計で20MBまでにしてください。）

登記簿謄本	ファイルを選択 選択されていません
定款の写し	ファイルを選択 選択されていません
研修会種別に関する書類	ファイルを選択 選択されていません

戻る

次へ

登録申請の方法（13）

13. 必要な項目すべてに入力及び資料を添付したのち、「次へ」をクリックする。

支払方法 ① 必須	☐ ローソン
	☐ ミニストップ
	☐ デイリーヤマザキ
	☐ 銀行振込

必要書類（ファイルはPDF形式のみです。添付ファイルは合計で20MBまでにしてください。）

登録簿原本	ファイルを選択 選択されていません
定款の写し	ファイルを選択 選択されていません
研修会種別に関する書類	ファイルを選択 選択されていません



登録申請の方法（14）

初めて登録申請

14. 確認画面が出ますので、記載事項を確認し、誤りがなければ「申請」をクリックしてください。訂正するときは「戻る」によって前画面に戻って訂正してください。入力事項が不足しているなどの場合は、赤文字で表示されますので、それにしたがって入力してください。

支払方法

支払方法	銀行振込
------	------

必要書類

研修会種別に関する書類	研修会種別（一般社団法人〇〇会）.pdf
-------------	----------------------

クレジットカード払いを選んだときは、この画面にカード情報の入力欄も表示されます。

戻る

申請



登録申請の方法（15）

初めて登録申請

15. クレジットカード払いの場合、登録申請すると、この画面になります。併せて受付完了を知らせるメールが送信されます。ただし、送信までには数日かかることがあります。

Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

実施機関登録申請

申請完了

申請を受け付けました。

申請を行ってからセンターの審査が完了するまでに1か月程度かかります。

[トップページ](#)

[プライバシーポリシー](#) | [Webサイト利用規約](#) | [特定商取引法に基づく表記](#) | [お問い合わせ](#)

公益財団法人日本薬剤師研修センター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル5F
©1997 Japan Pharmacists Education Center.

登録申請の方法（16）

16. コンビニ決済と銀行振込の場合、登録申請が完了すると、画面に登録審査料の支払いに必要な情報が表示されます。必ず、印刷し、それにしたがって支払ってください。なお、念のためメールも送信します。

支払いが期限までに行われなければ、申請は無効になります*。一旦無効になった申請は復活しません。

支払いが完了した段階で、受付完了を知らせるメールが送信されます。ただし、送信までには数日かかることがあります。

*：銀行振込で誤った金額を入金した場合も同様です。

登録申請の方法（17）

17. 資格要件の審査には、受付完了後 1～2 か月程度を要します。審査が終了すると登録したメールアドレス宛に審査結果を送信します。

現在、申請が多数にのぼっているため、これ以上かかることがあります。

—登録申請の方法—

ここからは
すでに登録のある団体

すでに登録のある団
体の説明は（18）
～（26）です。

登録申請の方法（18） すでに登録あり

18. **すでに登録のある団体**：ユーザIDとパスワードを入力して「ログイン」します。



Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム

ユーザID・パスワード入力

- ユーザIDとパスワードを入力してください。
- ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録の方はこちら」をクリックしてください。
- パスワードをお忘れになった方は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

ユーザ認証

ユーザID

(半角英数字)

パスワード

(半角英数字)

ログイン

[新規登録の方はこちら](#)
[パスワードを忘れた方はこちら](#)

すでに登録あり

登録申請の方法（19）

19. PECSに「ログイン」すると、この画面になります。

左側にある実施機関メニューの「研修会種別追加・更新申請」をクリックします。

Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム
ログアウト

実施機関メニュー

メニューを選択してください。

日本薬剤師研修センターからのお知らせ

研修会管理

研修会開催申請

実地研修受入確認

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・更新申請

薬剤師研修・認定電子システム(PECS) について
薬剤師研修・認定電子システム(PECS) は、令和3年3月から運用開始した新しいシステムです。

【注意】実施機関メニューについて
「研修会種別追加・更新申請」メニューより、一部の種別の追加申請が可能となりました。
申請に際しては、利用規約への同意及び審査料の納入、必要書類の添付が必要です。
順次、利用可能となり次第、ここでお知らせします。

登録申請の方法（20）

すでに登録あり

20. 研修会種別追加・更新申請の画面になります。

この例は、すでに「集合研修実施機関」の登録のある場合を示しています。
すでに登録のあるものは登録有効期限などが記載されています。

 Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム
ログアウト

実施機関メニュー

研修会管理
研修会開催申請
実地研修受入確認
レポート評価
実施機関情報変更
研修会種別追加・更新申請

研修会種別追加・更新申請

研修会種別選択

実施したい研修会種別を選択して、次へボタンをクリックする。

申請	研修会種別	有効期限	状況
☐	集合研修	2026/11/05	登録済
☐	学術集会		
☐	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）		
☐	ウェブ利用研修（学術集会）		

戻る

次へ

追加登録申請したい種別を選び、次へをクリックします。

すでに登録あり

登録申請の方法 (21)

21. 追加申請画面が表示されます。まず、利用規約を確認してください。



Japan Pharmacists Education Center
公益財団法人 日本薬剤師研修センター

薬剤師研修・認定電子システム
ログアウト

実施機関メニュー

研修会管理
研修会開催申請
実地研修受入確認
レポート評価
実施機関情報変更
研修会種別追加・更新申請

研修会種別追加・更新申請

研修会種別追加申請
申請情報を入力する。

研修会種別

研修会種別	ウェブ利用研修（集合研修即時配信） 利用規約 1. 本財団が、本ウェブサイトにおいて提供するサービスは、一部を除いて有料です。サービスの利用に必要な機器類や通信費用等は、利用者の負担となります。 2. 本財団は、利用者に供する又は販売する目的で本ウェブサイトに掲載しているすべての商品又
-------	--

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円



登録申請の方法 (21) 続き

すでに登録あり

登録審査料の支払い方法を選び、必要書類を添付します。

支払方法 銀行振込の場合、振込手数料は申請者の負担になります。

支払方法 ①必須	☐ クレジットカード
	☐ コンビニ決済
	☐ セイコーマート
	☐ ローソン
	☐ ミニストップ
	☐ デイリーヤマザキ
	☐ 銀行振込

必要書類

登記簿謄本	ファイルを選択 選択されていません
定款の写し	ファイルを選択 選択されていません
研修会種別に関する書類	ファイルを選択 選択されていません

※ファイルはPDF形式のみです。

※添付ファイルは合計で20MBまでにしてください。

戻る

次へ

登録審査料の支払い方法を選びます。クレジットカード払い、コンビニ決済、銀行振込が利用できます。コンビニ決済と銀行振込は、登録申請後に送信されるメールの記載事項にしたがって、支払ってください。なお、**銀行振込の振込手数料は申請者負担**です。

また、**銀行振込の場合、金額を誤って入金したとき、金額が多くても少なくても、システム上支払ったことになりません**。誤って入金した登録審査料の返金（手数料を差し引いた額）には、半年程度かかることがあります。銀行振込の口座名は不要ですが、なければ振込めない場合は「ページエントシユウノウグチ」としてください。

提出が必要な書類をPDFファイルとして添付します。この例は、添付資料は3つですが、申請者の法人格等の状況により必要な数の添付枠が表示されます。

「実施機関（施設）区分別の必要書類数」で示した数の書類の添付が必要です。添付数が不足しているときは、「次へ」ボタンが押せません。

すでに登録あり

登録申請の方法 (22)

22. 必要書類を添付すると、このような画面になります。添付ファイルに誤りがないことを確認してから、次へをクリックしてください。

支払方法 銀行振込の場合、振込手数料は申請者の負担になります。

支払方法	☒ クレジットカード
	☐ コンビニ決済
	☐ セイコーマート
	☐ ローソン
	☐ ミニストップ
	☐ デイリーヤマザキ
	☐ 銀行振込

必要書類

登記簿謄本	ファイルを選択 登記簿謄本.pdf
定款の写し	ファイルを選択 定款の写し.pdf
研修会種別に関する書類	ファイルを選択 研修会種...る書類.pdf

※ファイルはPDF形式のみです。

※添付ファイルは合計で20MBまでにしてください。

戻る

次へ

すでに登録あり

登録申請の方法（23－1）

23－1．クレジットカード払いの場合、クレジットカード情報の入力画面になります。入力したうえで、申請ボタンをクリックしてください。

更新申請

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法

支払方法	クレジットカード
------	----------

必要書類（ファイルはPDF形式のみです。）

登記簿謄本	登記簿謄本.pdf
定款の写し	定款の写し.pdf
研修会種別に関する書類	研修会種別に関する書類.pdf

クレジットカード情報

カード番号	
有効期限	01 月 / 2021 年
セキュリティコード	(半角数字)

カード番号はハイフンなしで入力してください。

戻る

申請

すでに登録あり

登録申請の方法（23－2）

23－2．コンビニ決済と銀行振込の場合は、この画面となります。今一度確認してから、申請ボタンをクリックしてください。

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・
更新申請

研修会種別

研修会種別	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）
-------	-------------------

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法

支払方法	コンビニ決済 （ローソン）
------	------------------

必要書類（ファイルはPDF形式のみです。）

登記簿謄本	登記簿謄本.pdf
定款の写し	定款の写し.pdf
研修会種別に関する書類	研修会種別に関する書類.pdf

戻る

申請

レポート評価

実施機関情報変更

研修会種別追加・
更新申請

研修会種別

研修会種別	ウェブ利用研修（集合研修即時配信）
-------	-------------------

登録審査料

登録審査料（税込）	5,500 円
本体価格	5,000 円
消費税	500 円

支払方法

支払方法	銀行振込
------	------

必要書類（ファイルはPDF形式のみです。）

登記簿謄本	登記簿謄本.pdf
定款の写し	定款の写し.pdf
研修会種別に関する書類	研修会種別に関する書類.pdf

戻る

申請

登録申請の方法（24－2）

24－2．コンビニ決済と銀行振込の場合、登録申請が完了すると、画面に登録審査料の支払いに必要な情報が表示されます。必ず、印刷し、それにしたがって支払ってください。なお、念のためメールも送信します。

支払いが期限までに行われなければ、申請は無効になります*。一旦無効になった申請は復活しません。

支払いが完了した段階で、受付完了を知らせるメールが送信されます。ただし、送信までには数日かかることがあります。

*：銀行振込で誤った金額を入金した場合も同様です。

登録申請の方法（25）

25. 必要書類について

- ・実施機関（施設）区分に関するもの（登記簿謄本、定款、会則など）は、初めての登録申請時に提出していても、再度添付が必要です。
- ・変更のない場合は、初めての申請時と同じものを添付してください。変更があった場合は、最新のものを添付してください。
- ・令和3年度中に申請されるものに限り、登記簿謄本と印鑑証明書については初めての登録申請時に提出したものであれば、発行から3か月以上経過したものでも受付けることとします。

すでに登録あり

登録申請の方法（26）

26. 資格要件の審査には、受付完了後 1～2 か月程度を要します。審査が終了すると登録したメールアドレス宛に審査結果を送信します。

現在、申請が多数にのぼっているため、これ以上かかることがあります。

ご質問は pecs-info@jpec.or.jp へメールで
お願いします。

電話でのご質問はご遠慮ください（回答でき
ません）。

なお、この説明資料に記載のある事項及び当
財団ホームページの「認定手続き等の電子化
（お知らせ）」に掲載している事項について
は、回答いたしません（回答しない旨のメー
ル返信も行いません）。